

新型コロナウイルスワクチン接種 についてのお知らせ



12歳以上の方

■3回目以降の接種間隔の短縮について

令和4年10月21日に、5か月以上であった接種間隔が3か月以上に変更されました。
予防接種法に基づく追加接種までの間隔が、前回接種の完了から3か月以上となりましたので、
前回接種から3か月が経過する方には接種券を順次発送いたします。
※今回3か月へ短縮となるワクチンは、オミクロン株対応ワクチン及び従来ワクチン（12歳以上
用ファイザー、モデルナのみ）です。
※オミクロン株対応ワクチンの接種は、1人1回です。前回オミクロン株対応ワクチンを接種した
方は次の接種はできません。

乳幼児の保護者の方

■乳幼児（生後6か月～4歳）の接種開始について

令和4年10月24日から、生後6か月～4歳の方が接種対象となりました。
生後6か月～4歳の方の接種券は11月以降、保護者の方へお送りいたします。
また、生後6か月～4歳は3回接種することで初回接種の扱いとなりますので、3回分の接種
券をお送りいたします。

コロナワクチンを接種できる期間が、令和5年3月31日までとなっておりますので、期間中に3
回の接種を完了するためには令和5年1月15日までに1回目の接種を行うことが必要です。

接種を希望される方は、住所地外での接種となりますので、接種を希望する市町村の方法に
したがって予約をしてください。

接種回数	3回（乳幼児への接種は、3回で1セットです。）
接種券	3回分を11月以降、順次発送
接種間隔	1回目接種後に3週間の間隔をおいて2回目を接種します。 2回目接種後に8週間以上の間隔をおいて3回目を接種します。
接種するワクチン（※1）	乳幼児用（生後6か月～4歳用）ファイザー社ワクチン
費用	無料（公費負担）

（※1）初回接種については、1回目の接種時の年齢に基づいて判断します。1回目の接種時に4歳だ
ったお子様が、3回目の接種時まで5歳の誕生日を迎えた場合、3回目接種にも1回目と同
じ乳幼児（6か月～4歳）用ワクチンを使用します。

■ そ の 他

- 接種券を紛失した場合や前回接種後に転入した方は、接種券発行申請が必要です。
村ホームページをご覧ください、保健福祉課コロナ対策係までご連絡ください。
- 次の栗島浦村での集団接種については、今後決まり次第お知らせいたします。

■栗島浦村ホームページの QR コード(新型コロナ関連ページ)



ご不明な点がございましたら役場(保健福祉課)まで
お問い合わせください。

【お問い合わせ】

栗島浦村役場 保健福祉課 コロナ対策係
TEL:0254-55-2111